

特定のテーマ：【財政的援助団体等に関する事務の執行について】

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘1	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	道は、高等学校奨学事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書も改善を図ったとともに、事業実績書についても同様に具体的効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。
指摘2	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	道は、経常的経費に対する補助を廃止した補助金の支出にあたり、団体に対して事業に係わる経費と経常的経費の適正な配分を指導するとともに、実地調査等で精査すべきである。	道としては、平成24年度分の補助金に係る実地検査において、団体における事業の実施内容を確認するとともに、精算額に関しても、人件費、管理費など項目ごとに精査を行い、適正な経費配分がなされていたことを確認しました。今後とも、団体における事務処理の内容を精査しながら、事業実績書や事業精算書の記載内容など、必要に応じた見直しを行ってまいります。
指摘3	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	私立高等学校等生徒奨学事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。	平成24年度事業より、補助対象経費の具体的な内容及び節科目を明示の上、補助金等交付通知をし、団体における平成24年度事業計画書についても改善が図られていることを確認しました。 今後とも引き続き、補助対象経費の明確な記載に努めてまいります。
意見4	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	道は、補助事業において、事業実施に係る団体の予算と実績の差異の内容を具体的に管理把握するとともに、その乖離が大きい場合には、理由等について精査すべきである。	団体においてはこれまで、当初予算と実績の乖離が大きくなる場合には、補正予算を計上することとし、道においては、事前に補正の概要について団体から説明を受け、当該補正予算を審議する理事会に道の職員もオブザーバーで出席をし、差異の内容の具体的な管理把握に努めてきたところです。 今後は、乖離の原因究明や、理由の合理性、変動した金額の妥当性などについて、十分な検証を行ってまいります。
指摘5	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	当団体は、理事会で会長一任となった退職金の取り扱いについて、規程の改正及び理事会への報告がされていなかったことから、規程の改正や理事会への報告の在り方について是正すべきである。	平成24年3月22日開催の理事会において、過去に会長一任とされた退職金の扱いについて説明し、退職金に関する規定を改正いたしました。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘6	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	奨学金返還の滞納者に対する違約金の徴収について、奨学金規程で正当な事由がないと認められるときはその徴収をすることができる旨を定めているが、これまでその徴収をしていない。さらに正当な事由の有無も調査されていない。団体においては、返還義務の履行を促すためにも、規程に則した徴収手続きを実施すべきである。	他県調査等を行い、違約金徴収の条件や進め方等を検討し、平成25年度より規程に則し徴収手続きに取り組むことといたしました。
指摘7	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	奨学金の返還猶予について、学校教育法第1条及び第82条の2の規定に基づく学校に在学したことを要件としているが、その要件を満たさない学校に在学する者に対して猶予を実行していた。団体においては、猶予の実行にあたり、法律の規定の要件に適合していることを確認すべきである。また、現在学校教育法第82条の2の規定は同法律の改定により削除されているにも係わらず、奨学金規程の改定を失念している。法律改定と同時に速やかな規程の改定を行うべきである。	奨学金規程については、本年6月の理事会で改正いたしました。今後は法律改正と同時に速やかに規程の改定を行うように努めるとともに、猶予の実行にあたっては、要件の適合について、より確実な審査を行ってまいります。
意見8	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	古くは40年ほど前に発生した貸付金があり、また、破産等により回収不能が生じているにも係わらず、貸借対照表に貸倒引当金が計上されていない。団体においては、貸付金に係わる適正な情報開示の観点から、貸倒引当金の計上を検討すべきである。	道における制度の見直し状況等も踏まえながら、引き続き、道と協議の上、貸倒引当金の計上について検討してまいります。
意見9	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	特定資産「奨学事業運営積立金」が有効活用されていない。団体においては、資産の取り崩しも含め、今後のあり方について、検討すべきである。	公益法人制度改革に基づく新たな公益法人への移行に併せ、奨学事業運営積立金のあり方を検討した結果、奨学金貸付事業が安定的に継続できるよう、法人運営の費用（管理費支出）に充てるために保有する資産として有効活用を図ることといたしました。また、道債を購入し、資産運用の改善を図りました。
意見10	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	団体においては、少額の長期滞納額について、滞納額が取立てに要する費用に満たないなど一定の場合には、費用対効果の観点から貸倒損失処理を検討すべきである。	現在、少額の長期滞納額に係る損失処理は、新たな財政負担やモラルハザードによる返還率の減少につながる可能性があるとして、道では認めていない状況ですが、ご意見を踏まえ、当団体において、引き続き、回収困難な債権の損失処理について、慎重に検討を進めてまいります。
意見11	財団法人 北海道 高等学校奨学会	総務部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	平成24年度決算より、賞与引当金を計上することといたしました。
指摘12	財団法人 アイヌ 文化振興・研究推進機構	環生部	道は、アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書については、効果を具体的に示す数値指標の検討に時間を要したため対応できませんでしたが、事業実績書については具体的効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確かな把握に努めてまいります。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
意見13	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	道は、補助事業における経費の大幅増減による変更承認申請書が提出された場合には、変更原因や各費目の増減額の妥当性につき十分に検証し、承認すべきである。また、予算額と実績額が大幅に異なる実績報告書が提出された場合には、各費目の増減差額の原因究明や変動した金額の妥当性につき十分に検証すべきである。	平成23年度の補助事業については、補助金実地調査により検証を行い妥当であることを確認しました。 今後は、補助事業における経費の大幅増減による変更承認申請書が提出された場合には、変更原因や各費目の増減額の妥当性につき十分に検証し、承認するとともに、予算額と実績額が大幅に異なる実績報告書が提出された場合には、各費目の増減差額の原因究明や変動した金額の妥当性を十分に検証して参ります。
指摘14	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	団体においては、工芸品台帳を適正に作成し、その保全状況及び移動について管理の万全を期すべきである。	平成22年5月10日から平成24年3月31日までの工芸品台帳を作成しました。今後、工芸品を購入した場合は、適正に台帳を作成し、管理に万全を期してまいります。
指摘15	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	団体においては、間接補助金については助成要綱にある手順、内容、期限などの要件を遵守するとともに、道に対する実績報告における事業の完了日は、間接補助金の支払いを完了した後とすべきである。	平成24年度事業については、年度内に間接補助金の支払いを完了し、適切に事業を執行いたします。
意見16	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	団体においては、退職給与引当金を退職給与規程どおりに計上すべきである。	退職給与規程に基づき退職給与引当金を計上するよう、所管省庁と協議を行っております。
意見17	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	公益法人会計基準に準拠し賞与引当金を計上するよう、所管省庁と協議を行っております。
意見18	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	団体においては、間接補助金の支給決定の決議をする際、助成金申請者である個人又は団体と利害関係にある者はその審査や決議に参加していないという記録を議事録等に残し、公平性を担保すべきである。	助成金申請者である個人又は団体との利害関係にある者が、その審査や決議の際に退席したことを平成24年度の事業審査委員会の議事録に明記しました。今後とも、議事録等に記録を残し、公平性が担保されるよう努めてまいります。
意見19	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	非常勤の理事・評議員へ内部規程を根拠に費用弁償相応以上の金員が支払われているが、寄附行為に抵触する恐れがあるため、団体においては、内部規程の見直しや寄附行為等の改訂を検討すべきである。	新たな定款において、「評議員の謝金等」及び「役員の謝金等」の条項を定め、支給の根拠、支給額等を明確化いたしました。
意見20	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環生部	現存する「助成金の返還請求権である未収債権」については、回収に最大限の努力をすべきであり、さらに、今後の不良債権防止化対策として債権保全対策を助成要綱の中で定める等の検討をすべきである。	未収債権の回収については、引き続き最大限の努力に努めるとともに、平成25年度助成要綱及び財務規程を改正し、債権保全対策について関係規程等を整備することといたします。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘21	財団法人 北海道環境財団	環生部	道は、北海道環境財団補助事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書については、監査結果通知を団体に通知する前に団体から交付申請書を受理しており、対応できませんでした。事業実績書については具体的な効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確かな把握に努めてまいります。
指摘22	財団法人 北海道環境財団	環生部	北海道環境財団補助事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。	平成24年度事業について、各事業ごとに具体的な業務内容及び補助対象経費については節目を明示し、補助金等交付通知をいたしました。 今後とも引き続き、補助対象経費の明確な表示に努めてまいります。
意見23	財団法人 北海道環境財団	環生部	環境サポートセンター運営事業については、これまでに機能の一部見直しを行っているが近隣に設置されている札幌市の「札幌市環境プラザ」と重複する事業等は、二重行政とならないよう効率的な運営を行うため、また両自治体の負担を削減する観点からも、道は札幌市と協議すべきである。	札幌市や札幌市環境プラザと、より効率的な運営や利用者の利便性向上に向け、協議を行いました。 今後とも引き続き、札幌市と連携の上、一層の効率的運営と利用者の利便性向上に努めてまいります。
指摘24	財団法人 北海道環境財団	環生部	団体においては、過大な貸倒引当金を見直し、適正額を計上すべきである。	平成23年度中に貸倒引当資産の処分を行い、貸倒引当金を修正の上、適正額を計上いたしました。
意見25	財団法人 北海道環境財団	環生部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	公益法人会計基準に準拠し、平成24年度決算より賞与引当金を計上することといたしました。
意見26	財団法人 北海道環境財団	環生部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化しているとも思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。	自主化に対応できる理事会及び評議員会とすべく、評議員の見直しに加え、役員体制の見直しを行うとともに、資料の事前配付及び概要説明を行うなどの工夫に努め、理事会及び評議員会の活性化を図ってまいります。
指摘27	財団法人 北海道地域活動振興協会	環生部	道は、地域活動推進事業補助金に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書については、監査結果通知を団体に通知する前に団体から交付申請書を受理しており、対応できませんでした。事業実績書については具体的な効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確かな把握に努めてまいります。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘28	財団法人 北海道地域活動振興協会	環生部	地域活動振興事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。	平成25年度事業より補助対象経費の具体的な内容及び節目を明示した取扱いを定め、補助事業者である財団法人 北海道地域活動振興協会に告示し、適切な運用が図られるよう、指導しました。 今後とも引き続き、補助対象経費の明確な記載に努めてまいります。
意見29	財団法人 北海道地域活動振興協会	環生部	道は、当団体への補助金について、内部留保率も考慮し、道と団体との適正な負担割合について検討すべきである。	道と団体との適正な負担割合について検討の上、平成25年度の補助金交付額を決定することといたします。
意見30	財団法人 北海道地域活動振興協会	環生部	道は補助金の交付申請を受けるに当たり、補助事業を構成する個々の事業に係わる費用が増加している場合は、その理由の合理性について検討すべきである。	平成24年度の補助金交付決定にあたっては、団体からの交付申請書に記載された各事業の事業費及び人件費について、前年度からの増減及び増額の理由を団体に確認するとともに、合理性妥当性について、道内部で検討の上、妥当との判断を致しました。 今後引き続き、団体から補助金申請に際しては、事業費等の増額の理由の合理性についても検討を行い、適切な執行に努めてまいります。
意見31	財団法人 北海道地域活動振興協会	環生部	道が設置した「北海道立市民活動促進センター」については、これまでに機能の一部の見直しを行っているが、札幌市が設置している「札幌市市民活動サポートセンター」と重複する事業等は、二重行政とならないよう効率的な運営を行い、また両自治体の負担を削減する観点から札幌市と協議すべきである。	札幌市や札幌市市民活動サポートセンターと、より効率的な運営の実現に向けて、新たな情報提供システムの構築等について協議を行いました。 引き続き、「道と札幌市との行政推進に関する連携協力会議」の場などにおいて、札幌市市民活動サポートセンターと重複する事業等の運営のあり方などについて、札幌市と協議し、両自治体の負担の軽減を図るようつとめてまいります。
意見32	財団法人 北海道地域活動振興協会	環生部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	公益法人会計基準に準拠し、平成25年度予算より賞与引当金を計上することといたしました。
意見33	財団法人 北海道地域活動振興協会	環生部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。	これまで、自主財源の拡大に向け、北海道ボランティア基金の運用方法の見直し等に取り組んできておりますが、ご意見を踏まえ、今後は、当財団のホームページ上で賛助会員の募集について掲載するなど賛助会員数の拡大に向けた取組を進めてまいります。
指摘34	財団法人 北海道青少年育成協会	環生部	道は、青少年育成推進事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書については、監査結果通知を団体に通知する前に、団体から交付申請書を受理しており、対応できませんでしたが、事業実績書については具体的効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘35	財団法人 北海道 青少年育成協会	環生部	青少年育成推進事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。	平成25年度事業より補助対象経費の具体的な内容及び節科目を明示した取扱いを定め、補助事業者である財団法人 北海道青少年育成協会に告示し、適切な運用が図られるよう、指導しました。 今後とも引き続き、補助対象経費の明確な記載に努めてまいります。
指摘36	財団法人 北海道 青少年育成協会	環生部	道は、経常的経費に対する補助を廃止した補助金の支出にあたり、団体に対して事業に係わる経費と経常的経費の適正な配分を指導するとともに、実地調査等で精査すべきである。	団体に対する実地検査を実施し、平成23年度補助事業について、業務の実態に合った適正な経費配分が行われていたことを確認いたしました。 今後とも引き続き、団体運営に係る経費等を明確に区分するよう、団体への指導に努めるとともに、団体における事務処理の内容を精査し、必要に応じた見直しを行ってまいります。
指摘37	財団法人 北海道 青少年育成協会	環生部	団体においては、道に対する実績報告における事業の完了日は、間接補助費の支払いを完了した後とすべきである。	平成23年度事業については年度内に間接補助金の支払いを完了いたしました。平成24年度事業につきましても、引き続き、適切に事業が執行されるよう努めてまいります。
意見38	財団法人 北海道 青少年育成協会	環生部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。	これまで、自主財源の拡大に向け、賛助会員の加入促進について、当協会主催の大会や会議等で呼びかけるとともに、市町村へ出向いて要請したほか、個別に団体・個人に加入依頼を行い、今年度新たに個人3名、法人1団体の加入をいただきました。今後、引き続き、既存の自主財源の拡大に向け、加入促進に向けた取組を進めてまいります。
意見39	財団法人 北海道 青少年育成協会	環生部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	公益法人会計基準に準拠し、平成24年度決算より賞与引当金を計上することといたしました。
意見40	財団法人 北海道 青少年育成協会	環生部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化しているとも思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等について検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。	自主化に対応できる理事会及び評議員会とすべく、評議員の見直しに加え、役員体制の見直しを行うとともに、資料の事前配付及び概要説明を行うなどの工夫に努め、理事会及び評議員会の活性化を図ってまいります。
指摘41	財団法人 北海道 地域医療振興財団	保福部	道は、地域医師確保対策事業に係わる事業計画書及び実績報告書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書については、監査結果通知を団体に通知する前に団体から交付申請書を受理しており、対応できませんでしたが、事業実績書については具体的効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘42	財団法人 北海道地域医療振興財団	保福部	地域医師確保対策事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。	平成24年度事業より補助対象経費の具体的な内容及び節目を明示した補助金交付要綱を定め、補助事業者である（財）北海道地域医療振興財団に通知したとともに、団体における平成24年度事業計画書についても改善が図られていることを確認しました。 今後とも引き続き、補助対象経費の明確な記載に努めてまいります。
指摘43	財団法人 北海道地域医療振興財団	保福部	道は、経常的経費に対する補助を廃止した補助金の支出にあたり、団体に対して事業に係わる経費と経常的な経費の適正な配分を指導するとともに、実地調査等で精査すべきである。	業務の実態に合った適正な経費配分を行うよう団体を指導したとともに、団体に対する実地検査を実施し、平成24年度補助事業については、業務の実態に見合った適正な経費配分が行われていたことを確認いたしました。 今後とも引き続き、団体運営に係る経費等を明確に区分するよう、団体への指導に努めるとともに、団体における事務処理の内容を精査し、必要に応じた見直しを行ってまいります。
意見44	財団法人 北海道地域医療振興財団	保福部	道は、当団体への補助金について、内部留保率も考慮し、道と団体との適正な負担割合について検討すべきである。	道と団体との適正な負担割合について検討の上、平成25年度の補助金交付額を決定することといたします。
意見45	財団法人 北海道地域医療振興財団	保福部	満期保有目的の債券については、債券金額をもって貸借対照表価額としているが、団体においては、取得価額もしくは償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。また、満期保有目的の債券の時価及び評価損益の注記が必要である。	H23年度決算において、「公益法人会計基準等」に準拠し、取得価額をもって貸借対照表価額とすることといたしました。また、財務諸表に対する注記に、満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益を記載することといたしました。
意見46	財団法人 北海道地域医療振興財団	保福部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	H24年度決算より、「公益法人会計基準」に準拠し、貸借対照表に賞与引当金を計上することといたしました。
意見47	財団法人 北海道地域医療振興財団	保福部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化しているとも思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成及び開催方法等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。	今後の理事会及び評議員会の開催に当たっては、出席率向上を図るため、開催日時の事前調整を密に行うとともに、活発な意見交換等が行われるよう、資料を事前に配布するなどの工夫に努めてまいります。
意見48	財団法人 北海道地域医療振興財団	保福部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。	当財団の事業内容に賛同する団体からの会費を募るため、事業に直接関わりのある団体に対し積極的に働きかけるとともに、新たにホームページにおいて、賛助会員制度について広く普及を図り、積極的な財源確保に努めてまいります。
指摘49	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保福部	道は、生活衛生営業指導事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書も改善を図ったとともに、事業実績書についても同様に具体的効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘50	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保福部	委託料の人件費の積算について、積算が実績数値と乖離した数値で行われていたことから、今後道は、過去の実績等に基づき、適正な額を算定すべきである。	平成24年度委託契約より、報告された実績数値を踏まえ、より実態に見合った人件費の積算を行い、改善を図りました。
意見51	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保福部	道は、当団体と同じ事務所に同居している団体との間における共通の経費の負担割合が実態に即したものであるかについて、検証を行った上で、補助金を交付すべきである。	社団法人北海道生活衛生同業組合連合会は、平成24年度で解散の上、任意団体として存続することとなり、今後は、構成組合の協力を得て業務を処理することとしたため、センター内で共通経費を要するほどの活動が行われないことから、経費の分担は行わないことといたしました。
指摘52	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保福部	理事長・副理事長へ「行動費」が、評議員・監事へ「報償費」が支払われているが、規程の根拠がないばかりでなく、寄附行為にも抵触する恐れがあるため、団体においては、当該支出の性質を精査し、規程の整備や寄附行為等の改訂を検討すべきである。	新たな定款において、「評議員の報酬等」及び「役員の報酬等」の条項を定めたとともに、「役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程」を設け、支給の根拠、支給額等を明確化いたしました。
意見53	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保福部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	公益法人会計基準に準拠し、平成24年度決算より賞与引当金を計上することといたしました。
意見54	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保福部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化しているとも思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。	理事会等の開催に当たっては、出席率向上を図るため、開催日時的事前調整を密に行ったとともに、公益財団法人移行に伴う定款の見直しに当たっては、評議員の定数半減などの見直しを行いました。
指摘55	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保福部	道は、障害者スポーツ振興事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書も改善を図ったとともに、事業実績書についても同様に具体的効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。
指摘56	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保福部	道は、スポーツ指導員設置業務に係わる賃金について、団体の業務内容を助案し、計上された金額が妥当なものであるかの検証を行った上で、補助金を交付すべきである。	平成23年度補助事業については、実績報告書及び団体への実地検査により検証を行い、計上された金額が妥当であることを確認しました。 また、平成24年度補助事業については、事業規模や業務内容などから金額の妥当性を検討の上、補助金を交付いたしました。 今後とも引き続き、補助金の交付決定にあたっては、団体の事業規模や業務内容を助案し、金額の妥当性を十分に検証してまいります。



区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
意見57	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保福部	道は補助事業において、経費毎に大幅な増減がある実績報告書が提出された場合には、各経費の増減差額の原因究明や変動した金額の妥当性につき十分検証し、補助金の額を確定すべきである。	平成23年度の実績報告書の提出を受け、交付決定時における各経費との乖離の原因究明を行い、理由や金額の妥当性などについて検証し、補助金の額を確定いたしました。今後とも十分な検証等に努めてまいります。
意見58	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保福部	団体においては、間接補助事業である各種大会に関する総勘定元帳を事業別、科目別に分け、摘要には相手先名と取引内容を具体的に記入すべきである。さらに、その実績報告書に添付する経費内訳の様式を現行のものから「現地の実行委員会が負担する経費と当団体が負担する経費を区分して集計する」ものに変更するなどの検討を行い、実地調査で検証できるようにすべきである。	間接補助事業である、各種大会に関する総勘定元帳を事業別、科目別に分け、摘要には相手先名と取引内容を具体的に記入し、併せて、実績報告書に添付する経費内訳の様式について、現地の実行委員会が負担する経費と当団体が負担する経費を区分して集計するものに変更し、実地調査で検証できるようにいたしました。
意見59	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保福部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。	寄付金や賛助会員の呼びかけについて、ラジオ番組などのメディアの活用や、CRS（企業の社会的責任）に取り組んでいる企業やパラリンピック出場選手の出身地に所在する企業に対する要請を行ったとともに、平成25年4月の新法人移行後は、税額控除制度を活用した個人からの寄付金について、会報誌やホームページ等を活用し、広く道民に呼びかけてまいります。
意見60	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保福部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化していると思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。	理事会等の開催に当たっては、出席率を向上させるため、事前の日程調整を密に行ったとともに、活発な意見交換等が行われるよう、資料を事前に配布するなどの工夫に努めました。
指摘61	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	道は、補助事業に係る事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果に記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。平成24年度事業計画書も改善を図ったとともに、事業実績書についても同様に具体的効果に記載することとしています。平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。
指摘62	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	質権を設定している債券が9,995,000千円ある。団体においては、財務諸表の計算書類の注記に「担保に供している資産」として記載すべきである。	質権を設定している債券については、財務諸表の計算書類の注記に記載するよう団体を指導し、平成23年度決算から記載していることを確認しました。
指摘63	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	決算報告書にある財務諸表の注記「リース取引関係」にある「リース契約債権の期末残高」が、誤った金額で記載されていた。団体においては、公表以前に内部でしっかりとした数値等の確認作業を行うことで、事実即した適正な決算報告書を作成・開示すべきである。	道では、団体に対して、決算報告書の公表以前にしっかりと数値の確認を行い、適正な決算報告書を作成、開示するよう、指導いたしました。また、団体においては、ご指摘及び道からの指導を受けて、複数担当者のチェックによる確認作業体制を構築いたしました。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
意見64	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	貸借対照表に貸付金等に対する貸倒引当金を計上しているが、計上額に不足があった。団体においては、算定された要引当金計上額を貸借対照表に計上すべきである。	道における制度の見直し状況等も踏まえながら、引き続き、道と協議の上、貸倒引当金の計上について検討してまいります。
意見65	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	団体においては貸借対照表に計上されている求償債権27,000千円のうち、回収見込みの低い13,500千円について貸倒引当金を計上すべきである。	創造的中小企業育成事業は、平成23年度をもって事業が終了し、求償債権を償却処理いたしました。
意見66	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	不良債権に係わる未収利息が、貸借対照表に計上されていた。団体においては、一般に公正妥当と認められる会計処理の方法に準拠し、既に計上されている未収利息について損失処理を行うべきである。	不良債権に係る未収利息の会計処理方法については、道と協議の上、平成23年度決算より、債権管理規程に則して、損失処理を行うことといたしました。
意見67	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	債権が回収不能となる危険性が高い貸付先が策定している再建計画を入手していなかった。団体においては、再建計画を入手するとともに、再建計画の達成状況を継続的に確かめる必要がある。	道では、債権が回収不能となる危険性が高い貸付先については、債務者が作成した再建計画を入手するよう団体を指導いたしました。また、団体においては道からの指導を踏まえ、平成24年度から、再建計画を入手の上、再建計画の達成状況の確認を行っております。
意見68	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	貸付先の直近の決算書を入手していないケースがあった。団体においては、貸付先の財務状況を適時に把握するために、直近の決算書は確実に入手する必要がある。また、決算書を入手する際は、税務署に提出された税務申告書に添付された決算書であることを確認すべきである。	道では、すべての貸付先から直近の決算書を入手するよう団体を指導いたしました。また、団体においては、ご意見及び道からの指導を踏まえ、平成24年度から、税務申告書に添付された決算書であることを確認の上、直近の決算書を入手しております。
意見69	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	未収債権の貸倒償却は一定の基準に基づき統一的去るべきものであるから、団体においては、債権管理事務の規程改正について検討するべきである。	未収債権の償却は規定等に従って統一的去るべきものであることから、債権管理事務規定の改正について、道の担当部局に協議の上、検討を行っております。
意見70	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	道では、公益法人会計基準に準拠し賞与引当金を計上するよう団体を指導いたしました。また、団体においては、ご意見及び道からの指導を踏まえ、平成23年度決算から、貸借対照表に賞与引当金を計上いたしました。
意見71	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	団体においては、中小企業経営資源強化対策事業における取引拡大支援として実施されるビジネスマッチングや商談会について、金融機関その他の団体が実施する商談会等との共同開催等による連携を強化し、より高い効果の促進を図るべきである。	ビジネスマッチングや商談会については、これまでも業界団体や金融機関や商社等と連携の上開催しておりますが、今後も引き続き、包括連携協定を締結している金融機関や企業等と連携の上、より効果的な実施に努めてまいります。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘73	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	道は、野菜価格安定資金造成事業費補助金に係わる実績報告書において補助事業による具体的効果を記載するよう改善するとともに、その効果の測定を実施すべきである。	野菜価格安定事業実施要領を改正し、平成25年度事業より、実績報告書等に補助事業等実施による具体的な効果を記載するよう様式の改善を図ります。 今後は、補助事業実施による効果を具体的に記載するよう、団体を指導するとともに、具体的な事業実施効果を確認の上、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。
指摘74	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で給与等の支払基準が定められている道退職者に対し、基準を超えた給与等が支払われていた。道は、当団体に対し、要綱を遵守するよう協力を求めるべきである。	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で定められている給与等の支払基準を超えて支払われていた給与等については、平成24年3月に本人から団体に対し、平成21年度に遡及し3年分全てを返納していることを確認いたしました。 今後は、毎年度、要綱適用団体に対し、文書による指導等を行い、改善に努めてまいります。
意見75	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で退職金の支払いが制限されている道退職者に対する退職給付引当金が設定されていた。道は、当団体に対し、要綱の趣旨に鑑み、当該引当金を計上しないよう協力を求めるべきである。	団体においては、平成23年度中に、道退職者に対する退職給付引当金を取り崩し、道退職者分については計上していないことを確認いたしました。 道におきましては今後、毎年度、要綱適用団体に対し、文書による指導等を行い、改善に努めてまいります。
指摘76	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	会議費の支出について、帳簿においてその具体的目的と内容が記載されていない。団体においては、公益性の観点から、その支出の必要性について明確にすべきである。	会議費の支出については、帳簿においてその具体的な目的や内容等を記載することと致しました。
指摘77	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	出張に要した航空賃等の精算は、旅費規程において実費精算とされているにも係わらず、定額支給を行っている。団体においては、旅費規程に準拠した旅費の精算をすべきである。	航空運賃の精算については、旅費規程に準拠し実費精算を行うよう改善致しました。
意見78	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	団体においては、リスクの高い仕組み債による資金運用を行う必要があると判断した場合には理事会で討議する等、慎重な検討が必要である。	仕組み債を運用する場合には、理事会で協議することを決めました。 今後は、仕組み債のように相対的にリスクの高い金融商品を運用する場合には、運用開始前に慎重な検討を行い、適正かつ効率的な法人運営に努めてまいります。
意見79	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	貸借対照表の固定負債に、負債として計上される根拠が必ずしも明確でない項目が計上されていた。団体においては、当該計上額について、負債としての計上が妥当かどうか整理する必要がある。	平成23年度収支決算において、価格補給資金、事業資金は指定正味財産に振り替えて計上いたしました。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
指摘80	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	道は、強い農業づくり事業（産地競争力の強化）のうち牛群検定高度化推進事業）に係わる実績報告書において、補助事業による具体的な効果を記載するよう改善するとともに、その効果の測定を実施すべきである。	実績報告書等に補助事業等実施による具体的な効果を記載するよう様式を改善しました。 今後は、補助事業実施による効果を具体的に記載するよう、引き続き団体を指導するとともに、具体的な事業実施効果を確認の上、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。
指摘81	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	強い農業づくり事業（産地競争力の強化）のうち牛群検定高度化推進事業）の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。	平成25年度事業より補助対象経費の具体的な内容及び節科目を明示した取扱いを定め、補助事業者である（社）北海道酪農検定検査協会に通知し、適切な運用が図られるよう、指導しました。 今後とも引き続き、補助対象経費の明確な記載に努めてまいります。
指摘82	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で退職金の支払いが制限されている道退職者に対し、役員退任慰労金が支給されていた。道は、当団体に対し、要綱を遵守するよう協力を求めるべきである。	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で退職金の支払いが制限されているにも関わらず、道退職者に対し支払われていた役員退任慰労金については、平成23年12月に本人から団体に対し返納していることを確認いたしました。 今後は、毎年度、要綱適用団体に対して文書による指導等を行い、改善に努めてまいります。
指摘83	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	強い農業づくり事業（産地競争力の強化）のうち牛群検定高度化推進事業）における検定推進業務について、間接補助先である各検定組合からの実績報告に係わる調査が不十分と考えられることから、団体においては間接補助が適正に実施されているかを精査すべきである。	間接補助先である各検定組合等に、事業実績書とともに、事業量・事業費報告書・経費集計表等を提出させた上で、内容を精査したとともに、これまでに20の乳検組合を抽出し、現地指導及び事務検査を実施し、間接補助が適正に実施されていることを確認いたしました。 引き続き、抽出検査の実施等により、団体において間接補助が適正に実施されているかを精査してまいります。
指摘84	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	決算日時点では実行されていない退職給与引当資産への積立について経理事務の誤りにより負担義務のない債務が貸借対照表総括表に計上されるとともに実際に存在しない財産が貸借対照表総括表に計上されていた。団体においては、適切な処理を行う必要がある。	貸借対照表総括表が団体の資産及び負債の状況を適正に表示するよう、平成23年度決算よりご指摘を踏まえ対応致しました。今後とも、適切な処理に努めてまいります。
意見85	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	内部貸借取引から生じた債権及び債務が、貸借対照表総括表に計上されていた。団体においては、当該債権債務は、「公益法人会計基準」に従い相殺消去し、貸借対照表総括表に計上すべきではない。	平成23年度決算よりご意見を踏まえ対応致しました。今後とも適切な処理に努めてまいります。

区分	対象団体名	所管部	改善を要する事項	講じた措置（H25.3現在）
意見86	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	満期保有目的の債券については、債券金額をもって貸借対照表価額としているが、団体においては、取得価額もしくは償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。また、満期保有目的の債券の時価及び評価損益の注記が必要である。	満期保有目的の債券の時価及び評価損益の注記については、平成23年度決算より、また、満期保有目的の債券については、平成24年度決算において対応いたしました。今後とも適切な対応に努めてまいります。
意見87	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	退任理事及び退職職員に対して、規程に定められていない商品券の贈呈が行われていた。団体においては、当該支出の必要性を精査するとともに、必要に応じて規定を整備すべきである。	退任理事及び退職職員に対する商品券の贈呈については、H24年度をもって廃止いたしました。
意見88	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。	公益法人会計基準に準拠し、平成24年度決算より賞与引当金を計上いたしました。
意見89	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	一般会計から調査指導事業会計へ振替えている人件費の負担割合の根拠が不明確であった。団体においては、各会計区分の正味財産増減計算書が適切な事業活動の効率性を示すように、現在の負担割合が実態に即したものが精査すべきである。	平成24年度事業から負担金の割合を精査いたしました。
指摘90	社団法人 北海道栽培漁業振興公社	水林部	道は、栽培漁業地域展開事業及びマツカワ種苗生産放流事業に係わる事業計画書及び実績報告書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。	補助事業等実施による効果を具体的に記載するよう団体を指導し、平成23年度事業実績書から改善を図りました。 平成24年度事業計画書も改善を図ったとともに、事業実績書についても同様に具体的効果を記載することとしています。 平成25年度事業計画書等についても、新たな補助金等の交付に係る制度に沿って適切に対処してまいります。 引き続き団体を指導するとともに、補助事業実施による効果等の、よりの確な把握に努めてまいります。
意見91	社団法人 北海道栽培漁業振興公社	水林部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で退職金の支払いが制限されている道退職者に対する役員退職慰労金引当金が設定されていた。道は、当団体に対し、要綱の趣旨に鑑み、当該引当金を計上しないよう協力を求めるべきである。	団体においては、平成24年度中に、道退職者に対する役員退職慰労金引当金を取り崩し、道退職者分については計上していないことを確認いたしました。 今後は、毎年度、要綱適用団体に対し指導等を行い、改善に努めてまいります。
意見92	社団法人 北海道栽培漁業振興公社	水林部	道は、当団体への補助金について、内部留保率も考慮し、道と団体との適正な負担割合について検討すべきである。	道と団体との適正な負担割合について検討の上、平成24年度の補助金交付額を決定しました。